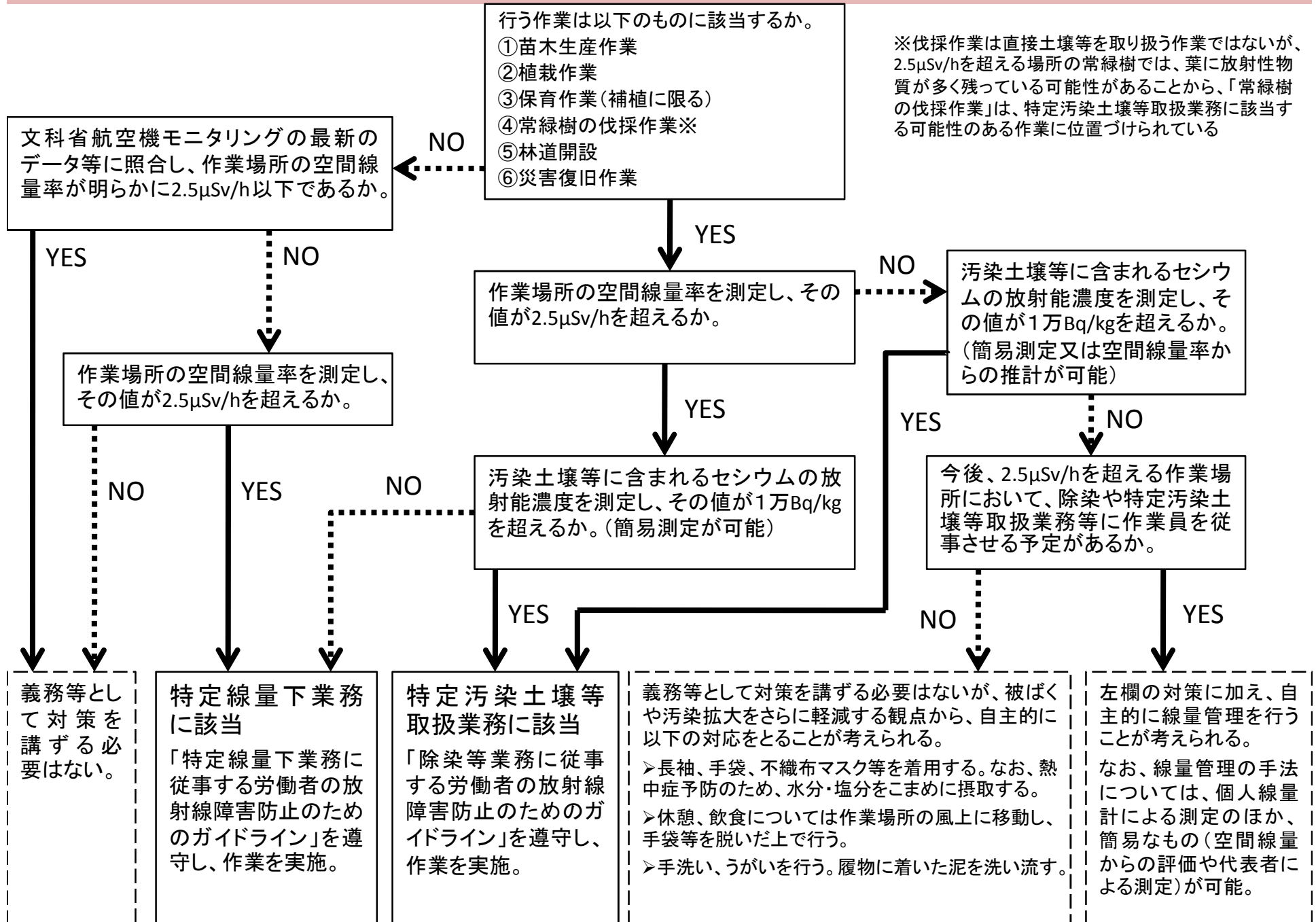


除染特別地域・汚染状況重点調査地域で作業を行う場合のフロー

※伐採作業は直接土壌等を取り扱う作業ではないが、2.5μSv/hを超える場所の常緑樹では、葉に放射性物質が多く残っている可能性があることから、「常緑樹の伐採作業」は、特定汚染土壌等取扱業務に該当する可能性のある作業に位置づけられている



義務等として対策を講ずる必要はない。

特定線量下業務に該当
「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を遵守し、作業を実施。

特定汚染土壌等取扱業務に該当
「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を遵守し、作業を実施。

義務等として対策を講ずる必要はないが、被ばくや汚染拡大をさらに軽減する観点から、自主的に以下の対応をとることが考えられる。
➢長袖、手袋、不織布マスク等を着用する。なお、熱中症予防のため、水分・塩分をこまめに摂取する。
➢休憩、飲食については作業場所の風上に移動し、手袋等を脱いだ上で行う。
➢手洗い、うがいを行う。履物に着いた泥を洗い流す。

左欄の対策に加え、自主的に線量管理を行うことが考えられる。
なお、線量管理の手法については、個人線量計による測定のほか、簡易なもの(空間線量率からの評価や代表者による測定)が可能。